

令和6年度

愛知県立碧南工科高等学校

生活のきまり



校歌

清水孝之氏 作詞

1. 油が淵かちの 朝ぼらけ
芦角あしつゝのぐみて 日はのぼる
ここ碧南の空に
われら 理想をかかげ
剛健の 歌をうたわん
2. 矢作川原の 昼しずか
水みなぎって 魚躍る
ここ碧南の土に
われら 英知をあつめ
清朗の 歌をうたわん
3. 衣浦湾きんうらわんの 夕栄ゆいえや
波きらめきて 星生ほしるる
ここ碧南の海に
われら 技術をきたえ
勤勞の 歌をうたわん

昭和四十九年二月十六日制定

服装について

1 指定制服について

学校の指定制服を正しく着用するものとし、清潔な身だしなみを保つ。制服の変形や不備、着崩しは認めない。けが等で制服を着用できない場合は申し出る。

(1) 指定制服は、以下のとおりである。

指定制服	着用項目	備考
冬制服	本校指定のブレザー、スラックス、スカート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ	・スラックスを着用する場合は、ベルトを着用する
合 服	本校指定のスラックス、スカート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ	
夏制服	本校指定のスラックス、スカート、半袖シャツ、ブラウス	

(2) 各制服の着用期間は特に指定しない。ただし、式典等については冬制服か夏制服かを指定する場合がある。

(3) 合服については、5月1日～10月31日の間はネクタイを略してもよい。

(4) ネクタイは学年色とする。令和6年度入学生は「青」、令和5年度入学生は「緑」、令和4年度入学生は「赤」とする。

2 防寒用品について

防寒用品の使用は、冬制服着用時のみとする。

品 目	基 準	備 考
上着（コート、ウインドブレーカー等） 手袋、マフラー ネックウォーマー	華美でないもの	・制服ブレザーを略して着用しない ・朝のSTから帰りのSTまでの間は、校舎内での着用を認めない
ベスト セーター カーディガン	白、黒、紺、グレーを基調とした無地のもの 着丈は制服ブレザーから出ないものとする	
ひざ掛け	華美でないもの	

3 その他

その他市販品等で本校の規定のある物品は以下のとおりである。

品 目	着用期間	項 目	使用（着用）の基準
ワイシャツ ブラウス	通 年	本校指定のもの または、 白のワイシャツ、 白のブラウス	・制服ブレザーを常時着用していれば、 指定品に準ずるワイシャツ、ブラウス でも着用を認める (購入前に生徒指導部で色・デザイン等 を確認すること)
ベルト	通 年	黒、茶など華美でない 一般的なベルト	・通し穴が2列のもの、装飾バックルの ものは禁止
通学靴	通 年	運動靴、革靴	・サンダル、スリッパ等で登下校しない
上履き	通 年	本校指定のスリッパ	・色は学年色のもの
靴 下	通 年	華美でないもの	・黒または紺のタイツの着用を認める
鞆 等	通 年	リュック等	・チャック等で口を閉められるもの

頭髪・身だしなみについて

1 頭髪について

- (1) 授業や実習に支障がなく、公的な場面でも通用するバランスのとれたものとする（「履歴書用写真」が撮影できる状態を常に心がける）。
- (2) 特異な加工等はしない。
染色、パーマ、エクステ、ドライヤーなどを用いた極端な加工は禁止とする。
- (3) 長さの目安は、安全上、日常生活を通して髪が目にかからないこととする。ただし、就職・進学試験に向けて、別に基準を設けて指導する場合がある。
- (4) なお、(2)、(3)について特別な事情がある場合は申し出る。

2 その他

- (1) 装飾品を身に付けない（髪飾り、ネックレス、ピアス、指輪等）。
- (2) 化粧等は禁止とする（口紅、マニキュア、つけまつげ等）。
- (3) 頭髪の色や形状にクセのある場合は、入学時に申し出る。
- (4) 身分証明書を常に携帯する。紛失した場合は担任を通じて、再発行の手続きをする。

校内生活について

1 遅刻について

8時50分(チャイムの鳴り終わった時点)で遅刻とする。遅刻した生徒は、生徒指導室で「個人遅刻カード」及び「入室許可証」を記入し、教室に入室する時に、「入室許可証」を担任、もしくは教科担任に提出する。

2 スマートフォン等の利用について

- (1) スマートフォン・携帯電話等は、朝のST前から帰りのST後まで電源を切って靴の中にしまう。校舎内の使用は原則認めない。ただし、教員の指導のもと、許可した時間帯や目的の範囲内での使用は認める。
- (2) SNS等の利用によるトラブルには十分に注意する。
 - ・自分や他人の個人情報(住所・氏名・学校名・写真・動画)を掲載しない。
 - ・他人を誹謗・中傷するような書き込みや画像を掲載しない。
 - ・SNSトラブルに巻き込まれた場合には、いち早く周りの信頼できる大人(保護者、先生等)に相談する。

3 生徒用タブレット端末の利用について

- (1) タブレットの利用や持ち帰りについては、利用規定を遵守する。
- (2) 破損等の場合は、速やかに申し出る。

4 校内生活における諸注意

- (1) 登校後、授業の終了時まで許可なく校外に出ない。無断で早退をしない。通院等で、特別に外出の必要がある場合は、担任の許可を受けて外出をする。
- (2) 学業に不必要なものは持ち込まない。
(ゲーム類、トランプ、漫画、携帯音楽プレーヤー等)
- (3) 昼食は、自分のホームルーム教室にて摂る。
- (4) 上履、下履を厳格に区別し、下駄箱の上には物を置かない。安全靴は産振棟以外では履かない。
- (5) 学用品、その他所持品は華美、ぜいたくなものを避け、所持品には必ず氏名を明記する。
- (6) 学校に必要以上の現金、貴重品を持参しない。貴重品の管理は自身で行い体育、実習、学校行事等の場合、貴重品袋を活用して担任もしくは担当の先生に保管してもらう。
- (7) 個人の物品の紛失、盗難被害に遭った場合は、担任及び生徒指導部に申し出る。
- (8) 拾得物、紛失物は速やかに生徒指導室に届け出る。
- (9) 許可なくして次の場所に立ち入らない。
[変電室、倉庫、用務員室、会議室、その他特別教室等]
なお、自分のホームルーム以外の教室についても、立ち入らない。
- (10) 学校の施設、備品の取扱は丁寧にし、破損・紛失のないようにする。万が一破損・紛失の場合には、生徒指導部に申し出て、指示を受ける。本人の責任による破損は、原則として全額弁償とする。
- (11) 校内の掲示物には、しっかりと目を通し、内容を確認する。
- (12) 生徒が、印刷物の発行、掲示物の掲示及び集会を開くときは、前もって関係の先生及び生徒指導部に届け出て、許可を受ける。

交通安全について

道路交通法を遵守し、交通マナーを身に付け、交通安全に心がける。また、自らの命を守り、加害者とならないように努める。

1 自転車利用者

- (1) 自転車通学希望者は、「自転車通学届」と「自転車自主点検票」を提出し、規定のステッカーを車体の見える部分に貼る。
- (2) 校内における自転車の駐輪は、クラスごとの所定の場所に駐輪をする。その際、必ず鍵をかけ、盗難防止に努める。
- (3) 自転車は駐輪場に自立できるものとする。その際、整理整頓に努める。
- (4) 自転車通学者は、道路交通法を遵守する。具体的には、以下の内容が禁止されている。信号無視、傘さし運転、自転車の2人乗り、一旦停止無視、並進走行、夜間の無灯火、ながらの運転（スマートフォン等の使用や音楽を聴きながらの運転）。
- (5) 登下校時は、危険な道路を避けて安全な道路を選ぶ。
- (6) 雨天時は、雨ガッパを着用する。
- (7) 定期的に車体を点検して、整備不良のまま通学をしない。
- (8) 他の通行人、車両の迷惑にならないように心掛ける。
- (9) 自転車乗車時は、ヘルメットの着用に努める。
- (10) 任意の「自転車損害賠償保険」等への加入が望ましい。

2 「4ない運動」の厳守

（「免許を取らない」・「乗らない」・「買わない」・「乗せてもらわない」）

- (1) 原動機付き自転車、自動二輪、自動車運転免許の取得は、禁止する。
- (2) 大人の方の運転でも、自動二輪には乗せてもらわない。
- (3) 3年生で普通自動車免許（準中型も含む）の取得を希望する生徒は、学校が指定する手続きに従う。入校日は、2学期末考査最終日以降とする。

3 交通事故に遭遇した場合

- (1) 交通事故に遭遇した場合は、速やかに警察に連絡する。また、保護者及び学校に連絡を取り、その状況を伝える（本人が学校に連絡できない場合は保護者の方に連絡をしてもらう）。
- (2) 被害に遭った場合は、怪我がなくても勝手な判断をして、その場を離れない。
- (3) 加害の場合は、決してその場から逃げない（その場から逃げると、悪質性が増し、後から立場が悪くなる）。状況によっては保護者に連絡を取り、相手の方と話をしてもらう。
- (4) 交通事故（自損事故を含む）は、生徒指導部に「交通事故報告書」を提出する。

校外生活について

- 1 常に言動に注意し、高校生としての品位を保つとともに、社会道德の実践に努める。
- 2 トラブルを避けるため、風紀の好ましくない遊戯場、娯楽場、飲食店には出入りしない。
- 3 危険に巻き込まれる可能性が高いため、夜間の外出は極力しない（愛知県青少年保護育成条例 青少年の深夜外出に関する規制により、午後11時から翌日午前6時までは外出をしない）。保護者の了承のない外泊もしない。
- 4 冬山登山は禁止とする。
- 5 アルバイトは、特別な理由があり就学上必要な場合は、「アルバイト届」に記入の上、担任を通して生徒指導部に申し出る。
- 6 ヤングケアラーに当てはまり、学業などの学校生活に困っていることがあれば、身近な先生へ相談する。

特別指導について

社会や学校のルール（法律や校則）を守らなかった場合は、本校の基準に従い、反省や生活改善を目的に、自らと向き合う機会として特別指導を行う。

生活のきまりの見直しについて

生徒会やPTA役員会などの場面で、生活のきまりについて確認したり議論したりする機会を設ける。見直しについては、生徒、保護者、教職員の意見を参考に生徒指導委員会を経て決定する。